

石巻市職員の人事行政運営などのあらまし

本市職員の人事行政の運営などの状況を市民の皆さんにご理解いただくため、職員の任免、給与の状況、勤務時間、処分、休暇などの平成29年度における人事行政の運営などの状況について、そのあらましをお知らせします。

なお、詳細なデータにつきましては、市のホームページに掲載していますので、併せてご覧ください。

1 職員の任免に関する状況

(1) 採用者の状況

平成29年度に採用した一般職の職員の状況は、次のとおりです。

ア 一般行政職	72人(行政45人、保育士17人、保健師1人、社会福祉士4人、理学療法士1人、学芸員1人、司書3人)
イ 一般行政職(任期付)	63人(行政51人、行政・自治体OB6人、保育士6人)
ウ 一般行政職(再任用)	24人(行政23人、保育士1人)
エ 労務職(再任用)	1人
オ 医療職	17人(医師1人、看護師12人、薬剤師1人、診療放射技師1人、臨床検査技師2人)
カ 医療職(任期付)	1人(医師1人)
キ 医療職(再任用)	2人(看護師2人)
ク 教育職	13人(市立高等学校教諭7人、指導主事5人、幼稚園教諭1人)

(2) 職員の退職に関する状況

平成29年度に退職した一般職の職員は、次のとおりです。

定年退職	勧奨退職	普通退職	任期末日	分限免職	懲戒免職	死亡退職	合計
36人	3人	51人	51人	0人	1人	1人	143人

(3) 昇任制度の概要と実施状況

職員の昇任については、選考を行っており勤務成績が良好であることが必要です。

部長級	次長級	課長級	補佐級	主査級	主任級	主任労務級	合計
7人	9人	34人	53人	16人	37人	10人	166人

(4) 身体障害者の任用状況

平成29年6月1日現在任用されている身体に障害のある職員の状況は、次のとおりです。

法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数	職員のうち障害のある職員数		
	普通障害者数	特別障害者数	合計
2,107人	29人	26.5人	55.5人

2 職員の人事評価の状況

職員の昇任その他人事管理の基礎とするため、平成28年度から能力・実績に基づく人事評価制度を実施しています。

人事評価制度の実施により、職員の意欲・能力や仕事の成果を適正に評価することで職員一人一人が自分の強み・弱みを自覚し自らの職務適性を判断し、職務に必要な能力を伸ばすといった人材育成・自己実現につながり、良い仕事をするためのマネジメントツールとしても活用しています。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国および他の地方公共団体の職員との均衡を考慮して条例などで定めています。

(1) 勤務時間、休憩時間の状況(平成29年4月1日現在)

ア 1週間の勤務時間	38時間45分	イ 開始時刻	午前8時30分
ウ 終了時刻	午後5時	エ 休憩時間	午後0時～午後0時45分

(2) 年次有給休暇の取得状況

区分	平均取得日数
市長の事務部局	11日0時間49分
教育委員会の事務部局	10日5時間16分
その他	9日7時間7分
合計(平均)	10日0時間9分

(3) 時間外勤務および休日勤務の状況	
時間外・休日勤務総時間数	293,880時間
職員1人当たり時間外・休日勤務時間数	151.72時間

(4) 病気休暇 職員が疾病にかかり、または負傷を受け、そのための療養をするときは、療養のための休暇を取得することができます。

(5) 特別休暇 結婚、出産、子の看護など一定の要件に該当するときは、特別休暇を取得することができます。

(6) 育児休業等取得の状況(平成29年度に取得したもの。()内は、前年度から引き続くもの)

育児休業取得者	部分休業取得者	育児短時間勤務取得者
36人(15人)	21人(13人)	0人(0人)

4 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、勤務実績不良の場合、心身の故障の場合、その職に必要な適格性を欠く場合などにおいて、公務能率の維持および適正な行政運営の確保を図るために行われる処分です。

平成29年度の方限処分は、次のとおりです。

ア 休職 23人

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、法令に違反した場合、職務上の義務に違反し、もしくは職務を怠った場合または全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合において、職場の秩序を維持し、回復を図るために行われる処分です。

平成29年度の方懲戒処分の状況は、次のとおりです。

ア 戒告 1人 イ 停職 0人 ウ 減給 2人 エ 免職 1人

5 職員の退職管理の状況

(1) 退職管理の概要

地方公務員法第38条の2の規定により、職員が離職後、営利企業などの地位についた場合、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関などの組織に対し、営利企業などとの間で締結される売買、賃貸、請負などの契約などに関する事務であって、離職前5年間の職務に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするようまたはしないように要求・依頼してはならないとされています。

また、職員は再就職者による依頼などがあった場合、公平委員会に届け出なければならないとされています。

石巻市は適正な退職管理のため、石巻市職員の退職管理に関する規則を定め職務の公平な執行および住民の信頼確保に努めています。

(2) 承認申請書および再就職者による依頼などの届出件数

ア 地方公務員法第38条の2第6項第6号の規定による承認申請書の届出件数
該当ありません。

イ 地方公務員法第38条の2第7項の規定による再就職者による依頼などの届出件数
該当ありません。

6 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況 定期健康診断、人間ドック、各種がん検診などを実施しています。

(2) 公務災害補償の状況 地方公務員災害補償基金宮城県支部に加入
発生3件(うち公務災害1件、通勤災害2件) 認定3件

7 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(平成29年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (平成29年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)平成28年度 の人件費率
146,991人	190,270,377千円	7,501,569千円	12,237,563千円	6.4%	6.0%

※人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含まず。

(2) 職員給与費の状況(平成29年度普通会計決算)

職員数 A	給与費				1人当たりの給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
1,550人	5,802,638千円	1,344,345千円	2,258,928千円	9,405,911千円	6,069千円

※職員手当には、退職手当組合負担金は含まれません。

(3) 職員の初任給の状況(平成29年4月1日現在)

区分	石巻市	宮城県	国	
一般行政職	大学卒	179,200円	187,100円	179,200円
	短大卒	159,800円	166,900円	159,800円
	高校卒	147,100円	152,600円	147,100円

(4) 一般行政職の級別職員数の状況(平成29年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	合計
標準的な職務内容	主事	主事	主査・主任主事	主幹	課長補佐	課長	次長	部長	
職員数	162人	125人	328人	158人	160人	98人	29人	24人	1,084人
構成比(下段は1年前)	14.9%	11.5%	30.3%	14.6%	14.8%	9.0%	2.7%	2.2%	100.0%
	14.5%	10.5%	31.8%	12.3%	17.4%	8.8%	2.9%	1.8%	100.0%

※1 石巻市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況(平成29年4月1日現在)

一般行政職			技能労務職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
301,900円	373,400円	44.3歳	288,900円	310,200円	50.0歳

(6) 職員手当の状況(平成29年度決算状況または平成29年4月1日現在)

区分	1人当たりの平均支給額 または支給単価	国の制度との異同	備考
期末・勤勉手当	1,376千円	同	
退職手当	自己都合等 3,230千円 勧奨・定年 19,308千円	同	1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
地域手当	537,549円	同	医師16%、仙台市在勤職員6%
特殊勤務手当	362,450円 【手当支給職員数割合6.8%】	異 (手当種類20種)	支給額については、市立病院、牡鹿病院を除きます。
扶養手当	配偶者13,000円、配偶者以外の親族6,500円、配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人11,000円	同	
住居手当	・月額23,000円以下の家賃の場合 家賃月額から12,000円を控除した額 ・月額23,000円を超える家賃の場合 家賃月額から23,000円を控除した額の2分の1(限度額16,000円)に11,000円を加算した額	同	国では自宅にかかる住居手当を平成21年12月分から廃止していますが、石巻市では廃止に伴う経過措置として支給しています。
通勤手当	・交通機関等利用者 最高支給限度額55,000円 ・交通用具利用者(片道2km以上) 2,000円～31,600円	同	
時間外勤務手当	354千円	同	市立病院、牡鹿病院を除きます。

(7) 特別職の報酬などの状況(平成29年4月1日現在)

区分	給料月額等		
給料	市長 1,000,000円		副市長 811,000円
報酬	議長 545,000円	副議長 481,000円	議員 444,000円
期末手当	市長・副市長 (支給割合) 年間 3.35月		加算措置 有
	議長・副議長・議員 (支給割合) 年間 3.35月		加算措置 有
退職手当	市長 (算定方式) 100分の44×在職月 任期毎に支給		副市長 (算定方式) 100分の26×在職月 任期毎に支給

(8) 職員定数および職員数(平成29年4月1日現在)

区分	定数	職員数
市長の事務部局(病院局を除く)の職員	1,600人	1,368人
病院局の職員	250人	234人
議会の事務局の職員	12人	11人
選挙管理委員会の事務局の職員	7人	7人
監査委員の事務局の職員	7人	5人
農業委員会の事務局の職員	11人	11人
教育委員会の事務局および教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員	200人	193人
教育委員会の所管に属する学校の職員	165人	108人
合計	2,252人	1,937人

※教育長および組合専従者は含まれません。また、自治法派遣職員(180人)は職員数に含めていません。



連珠の会を開催します

内容 テーマトーク・情報交換・カフェタイムなど
 とき 2月26日(火)
 午後1時30分～3時30分
 ところ 保健相談センター

※駐車場は市役所立体駐車場も利用できます。
 対象 若年性認知症の方と介護者(介護者のみの出席も可)
 料金 200円(飲み物など)
 ※要電話予約

● 囲 介護保険課
 (内線2437)

みみサポサロンのご案内

とき 2月13日(水)
 午後1時30分～4時
 ところ 市役所2階201会議室
 内容
 ・ 講話「地域包括ケアシステムってなあに？」住み慣れた場所で最期まで自分らしく安心して暮らす

ポイントを学びます。
 ・ 交流サロン 日常生活用具の紹介や体験、「聞こえ」に関する暮らしの個別相談コーナーもあります。

※いずれも手話通訳と要約筆記(文字通訳)が付きます。
 対象 市内在住の聴覚障害者とその家族・関係者など
 ※当日会場へお越しください。

● 囲 県聴覚障害者情報センター(みみサポみやぎ)
 ☎ 022-393-5501
 FAX 022-393-5502
 ✉ info@minisuppo-miyagi.org

市障害福祉課
 (内線2484)
 FAX 22-6610



今月は児童手当の支給月です

平成30年10月～平成31年1月分の児童手当を、2月8日(金)に指定の口座に振り込みます。
 また、出生などにより養育する児童の数に変更が生じた場合や転入、転出などをした場合は、速やかに窓口で手続きをしてください。手続きが遅れると、手当を受給できない月が発生する場合があります。

● 囲 子育て支援課
 (内線2512)
 各総合支所保健福祉課

学校給食用物資納入業者登録のお知らせ

申請期間 2月1日(金)～14日(木)
 登録有効期限 4月1日(月)～平成33年3月31日(2年間)
 申請方法 1月25日から配布されている申請用紙で直接申請してください。

● 囲 学校管理課
 (内線5037)

山下屋内運動場の休止延長

2月28日(木)まで利用休止(予定)
 改修工事期間延長のため、当初予定していた利用休止期間を延長します。なお、利用再開は3月1日(金)を予定しています。

● 囲 体育振興課
 ☎ 25-6471

整骨院・接骨院の施術内容確認にご協力ください

整骨院・接骨院での施術に対する給付の適正化を図るため、一部の施術を受ける方を対象に調査票を送付しています。
 請求の内容に誤りがないか確認するものなので、調査票が届いた場合は、ご協力をお願いします。

● 囲 保険年金課
 (内線2344)

産業別の最低賃金改正

県内の事業場で働く全ての労働者(臨時、アルバイトなどを含む)の中で、次の業種に該当する事業場で働く労働者に対する特定(産業別)最低賃金が平成30年12月20日から適用されました。

対象
 ・ 鉄鋼業
 時間額 898円
 ・ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
 時間額 841円
 ・ 自動車小売業
 時間額 865円

● 囲 宮城労働局賃金室
 ☎ 022-269-8841

上下水道の手続きはお早めに

転出する方 「水道使用水量等のお知らせ(検針票)」を確認し、「連絡ください」を転入した方 「水道をご使用されるお客様へ」を送付します。お客様番号を確認し、使用開始の5日前までにご連絡ください。

なお、水道料金と下水道使用料は、合算で請求を行っています。
 ● 囲 水道企業団お客さまセンター(石巻地方水道サービス共同企業体)
 ☎ 96-4955
 (土日・祝日を除く)

● 囲 市下水道管理課
 (内線5694)
 各総合支所地域振興課



平成31年度奨学生募集

経済的理由により修学困難な方を対象に、奨学生を募集します。

対象
 ・ 市内に2年以上居住する方
 ・ 学術優秀(評定平均3.5程度を基準)、品行方正および身体健全であり、経済的理由により修学が困難な方
 ※他の奨学金との併用はできません。

募集課程および貸与額
 ・ 高校生(高等専門学校1年～3年生を含む)
 月額15,000円以内
 ・ 専修学校生(修学期限が2年以上の課程に限る)
 ・ 大学生(短期大学生・高等専門学校4年・5年生を含む)
 月額45,000円以内
 ※採用決定後半年分を一括貸与します。

定員 60人
 申請方法 市立中学校・管内高等学校・教育委員会・各総合支所および各支所の窓口から願書などを受け取り、郵送または直接提出してください。

募集期間 2月4日(月)～3月18日(月)必着
 ● 囲 〒986-8501
 (住所不要) 学校教育課
 (内線5028)

市・県民税申告のお知らせ

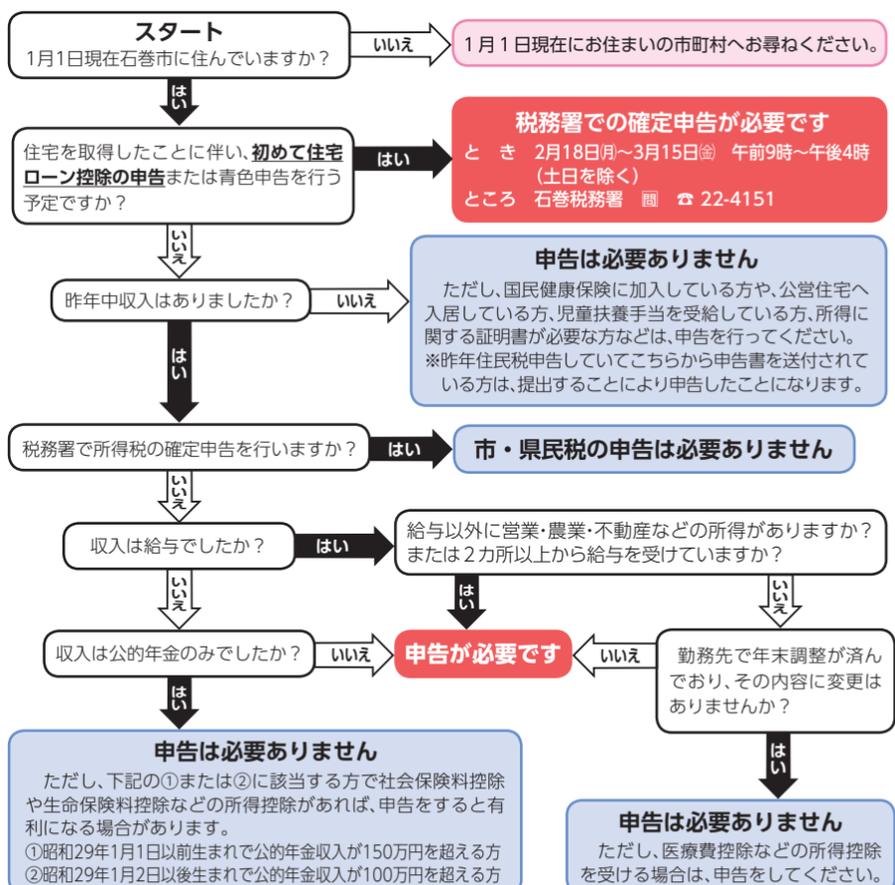
右の設問に答えて、申告が必要と思われる方は忘れずに申告をお願いします。なお、日程については、4ページに掲載していますのでご確認ください。

<申告に必要なもの>

- **事業所得(営業等・農業)、不動産所得のあった方**
 収入や経費などがわかる各種帳簿および領収書
 ※帳簿の記帳と収支内訳書の作成をあらかじめお願いします。
- **給与所得、年金所得のあった方**
 平成30年分の源泉徴収票(無い方は給与支払明細書)
- **各種保険の控除、医療費控除を申告する方(平成30年中に支払ったもの)**
 ・ 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料の支払証明書
 ・ 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料、その他社会保険料の領収書または証明書
 ・ 障害者控除を受ける方は障害者手帳、または市で交付している「障害者控除対象者認定書」
 ・ 医療費控除を受ける方は従前の医療費控除とセルフメディケーション税制を選択することができます。
 従前の医療費控除を受ける方は、「医療費控除の明細書」または健康保険組合などから送られる医療費通知書(医療費のお知らせ)および保険などで補てんされた金額の明細書。
 ※必ず医療費の合計額を計算した上でお越しください。
 ※医療費の領収書、保険などで補てんされた金額の明細書は5年間保管してください。税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。
- **地方公共団体への土地建物の売却があった方**
 買取証明書など
- **所得税の還付申告を受ける方**
 通帳などの口座番号がわかるもの
- **印鑑(ゴム印は不可)**
- **個人番号がわかる証明書類および身元確認書類**
 例：マイナンバーカード
 マイナンバー通知カードと免許証か保険証など
 ※身元確認ができない場合、申告を受けられないこともあります。
 ※代理人の方が申告される際は委任状が必要です。
 ※申告期間中は市役所市民課窓口および総合支所窓口での申告相談は行っていませんので、ご注意ください。

● 囲 市民税課(内線3097)

<市・県民税の申告が必要な方と不要な方>



申告受付日程表

【石巻地区】

(受付時間 午前9時～11時、午後1時～4時)

受付月日	行政区	受付会場
渡波地区		
2月12日(火)	松原町、大宮町、長浜町、幸町、渡波町、千刈田、小竹浜、流留	渡波公民館
2月13日(水)	米田、黄金浜、榎壇、佐須	
2月14日(木)	三和町、後生橋、宇田川町、万石町、祝田、塩富町、万石浦、浜松町	
2月15日(金)	際、原、鹿松、表沢田、うしお町、垂水町、さくら町	
蛇田地区		
2月18日(月)	上、丸井戸、中埜、境谷地、新橋	蛇田公民館 ※今年度より「向陽地区コミュニティセンター」から変更されます
2月19日(火)	浜江場、裏、福村、新谷地前、谷地、新下前沼	
2月20日(水)	向陽町、わかば	
2月21日(木)	沖、仲、のぞみ野	
2月22日(金)	恵み野、あけぼの北住宅、あけぼの、東前沼、新立野	
稲井地区		
2月25日(月)	高木、真野、沼津、井内、裏沢田	稲井公民館
2月26日(火)	大瓜、水沼、南境、美園	
荻浜地区 (午前9時30分～11時30分、午後1時～4時)		
2月27日(水)	折浜、蛤浜、桃浦、月浦、侍浜、荻浜、牧浜、小積浜、竹浜、狐崎浜、鹿立浜、福貴浦	荻浜公民館(新設)
田代地区 (午前10時～11時30分、午後1時～2時30分)		
2月27日(水)	仁斗田、大泊	田代島開発センター
釜・大街道地区		
2月28日(木)	上大街道	
3月1日(金)	上釜、下大街道	
3月4日(月)	下釜	
山下地区		
3月5日(火)	新橋、清水町、田道町、西山町、錦町、末広町、山下町	市役所5階市民サロン
3月6日(水)	貞山	
3月7日(木)	中央、立町、かどのわき東・西、明神山、南浜町、南光町、大手町、宜山町、双葉町、旭町、穀町、鑄銭場、門脇町	
3月8日(金)	住吉町、千石町、中瀬、日和が丘、水明北・南	
駅前・中里地区		
3月11日(月)	駅前北通り、開北、東中里	
3月12日(火)	中里、南中里、元倉	
3月13日(水)	水押、水押公営住宅、大橋	
3月14日(木)	鹿妻北	
湊・鹿妻地区		
3月13日(水)	鹿妻北	
3月14日(木)	鹿妻南、鹿妻公営住宅、大門町、明神町、田町、御所入、松並、魚町、緑町、川口町	
3月15日(金)	吉野町、不動町、八幡町、湊町、伊原津	

【河北地区】

(受付時間 午前9時～11時、午後1時～4時)

受付月日	行政区	受付会場
2月12日(火)	五味	河北総合支所 2階会議室
2月13日(水)	飯野川(上町・仲町・本町)	
2月14日(木)	成田	
2月15日(金)	旧屋敷、元相野谷	
2月18日(月)	中島(上・下)	
2月19日(火)	中野、牧野巣	
2月20日(水)	皿貝、馬鞍	
2月21日(木)	五十五人、沢田崎山	
2月22日(金)	鶴家、岩崎	
2月25日(月)	後谷地、吉野	
2月26日(火)	飯野本地、飯野新田	
2月27日(水)	川の上、二子1丁目～3丁目	
2月28日(木)		
3月1日(金)	福地、谷地	
3月4日(月)	横川、間垣	
3月5日(火)	針岡(第一・第二)	
3月6日(水)	長面、尾の崎、釜谷	
3月7日(木)	北境、東福田、梨木舟渡	
3月8日(金)	大土、大森	
3月11日(月)		
3月12日(火)	辻堂	
3月13日(水)	三輪田(上)	
3月14日(木)	三輪田(中・下)	
3月15日(金)	河北地区全域	

【雄勝地区】

(受付時間 午前9時～11時、午後1時～4時)

受付月日	行政区	受付会場
2月15日(金)	名振	雄勝総合支所 仮庁舎 2階 会議室
2月18日(月)	船越	
2月19日(火)	荒	
2月20日(水)	大須下	
2月21日(木)	大須上	
2月22日(金)	大須船隠	
2月25日(月)	熊沢	
2月26日(火)	羽坂	
2月27日(水)	桑浜	
2月28日(木)	立浜、大浜、小島、明神	
3月1日(金)	雄勝中央	
3月4日(月)	味噌作、原	
3月5日(火)	船戸、唐桑	
3月6日(水)	水浜	
3月7日(木)		
3月8日(金)		
3月11日(月)		
3月12日(火)	雄勝地区全域	
3月13日(水)		
3月14日(木)		
3月15日(金)		

<市役所会場へお車で越しの方へ>
 庁舎に併設する立体駐車場は大変混雑することが予想されますので、ご了承ください。なお、駐車券は申告会場まで持参してください。

【河南地区】

(受付時間 午前9時～11時、午後1時～4時)

受付月日	行政区	受付会場
2月12日(火)	中山、上谷地、梅木	河南総合支所 第2庁舎1階 (支所庁舎東隣)
2月13日(水)	四家、谷地中	
2月14日(木)	新田町	
2月15日(金)	本町、曾波神	
2月18日(月)	道的、三軒谷地	
2月19日(火)	砂押、新田	
2月20日(水)	柏木	
2月21日(木)	町下	
2月22日(金)	町上	
2月25日(月)	中埜、山根	
2月26日(火)	沢田、館	
2月27日(水)	糠塚、しらさぎ台	
2月28日(木)	青木、大番所、朝日	
3月1日(金)	大沢、箱清水、小崎	
3月4日(月)	表沢、俵庭	
3月5日(火)	和測山根、和測町上	
3月6日(水)	和測町	
3月7日(木)	笈入	
3月8日(金)	根方、黒沢	
3月11日(月)	駅前	
3月12日(火)	定川、山崎	
3月13日(水)		
3月14日(木)	河南地区全域	
3月15日(金)		

【桃生地区】

(受付時間 午前9時～11時、午後1時～4時)

受付月日	行政区	受付会場
2月12日(火)	入沢	桃生総合支所 2階 会議室
2月13日(水)	拾貫	
2月14日(木)	太田西	
2月15日(金)	小池	
2月18日(月)	倉埜	
2月19日(火)	深山、牛田	
2月20日(水)	檜崎(東・西)、山田	
2月21日(木)	永井	
2月22日(金)	裏永井	
2月25日(月)	城内館下	
2月26日(火)	城内嶺	
2月27日(水)	新田上	
2月28日(木)	新田下	
3月1日(金)	給人町上	
3月4日(月)	給人町下	
3月5日(火)	神取上	
3月6日(水)	神取下	
3月7日(木)	高須賀(上・下)	
3月8日(金)	寺崎舟場、寺崎上	
3月11日(月)	寺崎下	
3月12日(火)	中津山上	
3月13日(水)	中津山下、四軒	
3月14日(木)		
3月15日(金)	桃生地区全域	

【北上地区】

(受付時間 午前9時～11時30分、午後1時～4時)

受付月日	行政区	受付会場
2月15日(金)	小室	北上保健センター 指導室
2月18日(月)	大室	
2月19日(火)	小泊、小指	
2月20日(水)	相川	
2月21日(木)	大指	
2月22日(金)	小滝	
2月26日(火)	長塩谷、白浜	
2月27日(水)	吉浜、月浜	
2月28日(木)	追波	
3月1日(金)	泉沢	
3月4日(月)	中原、要害	
3月5日(火)	大上	
3月7日(木)	長尾	
3月8日(金)	橋浦大須上、行人前	
3月11日(月)	橋浦大須下	
3月12日(火)	橋浦本地	
3月13日(水)		
3月14日(木)	北上地区全域	
3月15日(金)		

【牡鹿地区】

(受付時間 午前9時～正午、午後1時～5時)

受付月日	行政区	受付会場
2月13日(水)	網地島(網地浜) 午前10時～午後5時	網地島離島 開発総合 センター
2月14日(木)	網地島(長渡浜) 午前9時～午後5時	
2月15日(金)	網地島(長渡浜) 午前9時～午後2時	
2月18日(月)	【午前】谷川地区 【午後】大谷川地区	牡鹿総合支所 2階 研修室
2月19日(火)	鮫浦地区	
2月20日(水)	前網地区	
2月21日(木)	寄磯地区	
2月22日(金)		
2月25日(月)	泊地区	
2月26日(火)	新山地区	
2月27日(水)	大原地区	
2月28日(木)	小網倉地区	
3月1日(金)	給分地区	
3月4日(月)	小淵地区	
3月5日(火)	十八成地区	
3月7日(木)	鮎川地区(1区)	
3月8日(金)	鮎川地区(3区)	
3月12日(火)	鮎川地区(5区)	
3月13日(水)	鮎川地区(6区)	
3月14日(木)	牡鹿全域	
3月15日(金)		

この日程表にある最寄りの会場で申告してください。**該当地区の日程で都合が悪い場合は、日程表にある他の日程・会場で申告を行ってください。**
 申告期間中は、市役所および総合支所窓口での申告受け付けは行っていませんのでご注意ください。

☎ 市民税課(内線3097)
各総合支所市民生活課

「災害復興住宅融資」無料相談会 要電話予約

住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)は、震災により被害を受けた方が、住宅の再建・補修をするための融資(建設・購入の場合は当初5年間の金利0%)について、相談会を行っています。

また、地元金融機関の住宅ローンに関する相談も可能な場合があります。

とき	ところ
2月15日(金)	市役所5階市民サロン前 市役所3階36番窓口
3月17日(日)	

☎ 住宅金融支援機構お客様コールセンター
☎0120-086-353(通話無料) 午前9時~午後5時(祝日を除く)
☎ 市生活再建支援課(内線3954)

「住まいの復興給付金」申請相談会

東日本大震災で被災した住宅(借家を除く)の所有者が、平成26年4月の消費税率8%引き上げ以降に、住宅を建築・購入、または補修(工事が税抜100万円以上)し、その後居住する場合に、消費税増税分相当(建築・購入の場合、最大90万円)の給付が受けられる制度です。

※申請は、住宅の引渡日から1年以内に行ってください。

(平成33年12月31日までに引き渡された住宅が対象)

※次の場合は申請対象外です。

被災時に住宅を所有していなかった場合/賃貸にお住まいだった場合/消費税率5%で建築・購入、あるいは補修を行っている場合

相談内容 給付の可否、申請書の記入方法、必要書類、作成済み書類の確認など

※会場では申請書の提出はできません。

とき	ところ
2月15日(金)	市役所5階市民サロン前 市役所3階36番窓口
3月17日(日)	

☎ 住まいの復興給付金事務局コールセンター
☎0120-250-460(通話無料) 午前9時~午後5時(土日・祝日を除く)
☎ 市生活再建支援課(内線3954)

震災教訓と魅力発信
昨年4月から防犯、交通安全関係の業務に当たっています。防犯協会、交通指導隊などの事務、防犯カメラの管理、他、防犯交通安全イベントを運営するなどしています。



防災推進課
おがわ かずまさ
小川 和真 さん(33)
兵庫県芦屋市から派遣

震災発生直後に1週間、事務作業の手伝いに石巻に来て、被害の甚大さに大きな衝撃を受けました。その後、平成25年度にも1年間、支援活動に従事しました。震災の心

急対応、復旧、そして復興の各段階に携わることができ、自分ができることを精いっぱいしてきました。

石巻は、人が優しく、そしておいしいお酒を飲める店も多く、港町らしい活気があると思います。

震災の経験を発信し続けるとともに、おいしい食べ物などを積極的にアピール、国内全域、海外からも多くの人が訪れる街になってほしいですね。

石巻市で被災されたとする死者数および行方不明者数 ※平成30年12月末現在

直接死 3,277人 関連死 275人 行方不明者 420人

※直接死とは 津波や家屋倒壊等が原因で亡くなった方
※関連死とは 直接死以外でこの震災が原因で亡くなり、災害弔慰金支給審査会等で認定された方

プレハブ仮設住宅
退去時は返還手続きを
プレハブ仮設住宅から引っ越しをするときは、仮設住宅コールセンター(☎92-5901)に連絡し、退去立ち会い(物品チェックなど)を受け、返還届を提出してください。

住宅再建済みの方や復興公営住宅その他の賃貸住宅などへ転居した方が、仮設住宅返還届を提出せずに不正に利用し続けることは入居契約違反となり、仮設住宅返還請求の対象となります。



※申請、受給済みの世帯の方は申請できません。
☎ 生活再建支援課(内線3955)

住宅再建補助金の相談
り災証明書が半壊以上で住宅再建(建設・購入、補修)をした、または予定している世帯で、加算支援金以外の補助金を申請していない世帯は、ご相談ください。

対象
・住宅再建事業補助金
・危険住宅移転事業補助金
・津波浸水区域被災住宅小規模補修補助金(要事前相談※半壊を除く)

☎ 生活再建支援課(内線4767)

被災者生活再建支援制度
手続きはお済みですか
加算支援金の未申請世帯に、調査票を郵送しています。

申請期限 4月10日(水)
支給対象 り災証明書が大规模半壊以上で住宅再建(建設・購入、補修、賃借)の契約が済んでいる世帯を除く。

申請期限 4月10日(水)
支給対象 り災証明書が大规模半壊以上で住宅再建(建設・購入、補修、賃借)の契約が済んでいる世帯を除く。

申請期限 4月10日(水)
支給対象 り災証明書が大规模半壊以上で住宅再建(建設・購入、補修、賃借)の契約が済んでいる世帯を除く。

復興特区による税制優遇制度

復興特区による税制優遇制度の相談、申請を受け付けています。対象となる法人・個人事業者の方は、法人税や所得税、地方税減免などの特例を受けることができますので、ぜひ活用ください。

※特例を受けるためには、市または県からの指定および事業実施状況の認定が必要です。特区の認定日以降で前年度以前に取得した対象資産は、指定後に確定した分の地方税のみ免除を受けられます。

復興特区の種類	特区の名称(認定日)	対象区域	対象業種
復興特区の種類	石巻まちなか再生特区(平成24年3月23日)	中央、中瀬、立町、千石町、銭場、穀町、日和が丘一丁目の一部、住吉町一丁目一部	医療業、商業、宿泊業、飲食業、ICT関連産業、新エネルギー関連産業など
	愛ランド特区(平成24年7月27日) ※平成24年9月28日変更	田代、渡波、荻浜、雄勝、北上、牡鹿の各地区の一部	商業、宿泊業、飲食業、新エネルギー関連産業など
	ものづくり特区(平成24年2月9日) ※平成26年2月28日、平成27年4月27日変更	用途地域における「工業専用地域」、「工業地域」、「準工業地域」のうち既存居住地域を除く地域など一部	自動車や高度電子機械、食品などの製造関連産業
	IT特区(平成24年6月12日)	中央、門脇町、羽黒町、山下、大街道、湊、中里、開成、蛇田の各地区の一部	情報サービス関連産業
	農業特区(平成24年9月28日)	渡波、稲井、蛇田、河北、河南、北上、牡鹿の各地区の一部	農業に関連する食品製造業、宿泊業、飲食業など
税制特例の内容	①新規立地法人優遇税制 新設の法人が指定後5年間法人税の課税を繰り延べ		
	②新規取得設備の特別償却または税額控除 新規取得などした建物・機械などについて、特別償却または税額控除		
	③被災雇用者給与の特別控除 被災雇用者などに対する給与等支給額の10%を、税額の20%を限度に5年間税額控除		
	④研究開発設備の特別償却と税額控除 開発・研究を目的とする新規取得資産について、特別償却と併せて税額控除		
	⑤地方税の特例 ①、②、④の特例を受けた場合、固定資産税などの減免を最大5年間受けられます。 ※①~③は、各年度でいずれか一つの選択適用となります。 ④は併用することができます。		

☎ 商工課(内線3524)

防災「合言葉」受賞作品

佳作 **まわり見てすばやく判断 高い場所**
鹿妻小学校6年 佐藤美奈 さん

☎ 学校安全推進課(内線5082) 平成29年度石巻市学校防災推進会議

※住民持ち込みによる食品などの放射性物質の簡易検査および空間放射線簡易測定器の貸し出しを行っています。
☎ 環境課(内線3366)

空間放射線量の測定結果 (単位: マイクロシーベルト/時)

測定箇所	測定結果	測定期間
市立小学校、市立中学校、市立高等学校(敷地)	0.06~0.10	12/4~12/21
市立保育所、私立幼稚園、私立保育園(敷地)	0.04~0.08	12/3~12/21
公共施設等(ホットスポット調査)	0.05~0.09	12/3~12/21
牡鹿地区集落	0.06~0.13	12/4~12/14

防災ラジオテスト放送
2月8日(金)午後3時ごろ
12月の測定結果
除染などが必要となる空間放射線量は、毎時0.23マイクロシーベルトと定められています。市内において放射線量の測定を行った結果、測定地点の全てで健康に影響を与えるような数値は検出されませんでしたのでご安心ください。